

成年後見関係事件の概況

～平成12年4月から平成13年3月～

最高裁判所事務総局家庭局

成年後見関係事件の概況 (1)

新しい成年後見制度がスタートしてから1年が経過した。

本資料は、この1年間における全国の家庭裁判所における成年後見関係事件（後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件）の処理状況や終局した成年後見関係事件について、その実態を取りまとめ、併せて典型的な事例を紹介するものである。

なお、可能な限り、制度改正前の処理状況や実態（平成7年度に終局した禁治産宣告、準禁治産宣告事件を対象として平成8年に実施した調査による。）と比較できるようにした。（以下の数値はいずれも概数である。）

1. 申立件数について（資料1）

○成年後見関係事件（後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件）の申立件数は合計で9,007件に達している。

○後見開始の審判の申立ては7,451件（昨年同時期の禁治産宣告の申立ては2,963件）で、対前年比約2.5倍と著しく増加している。

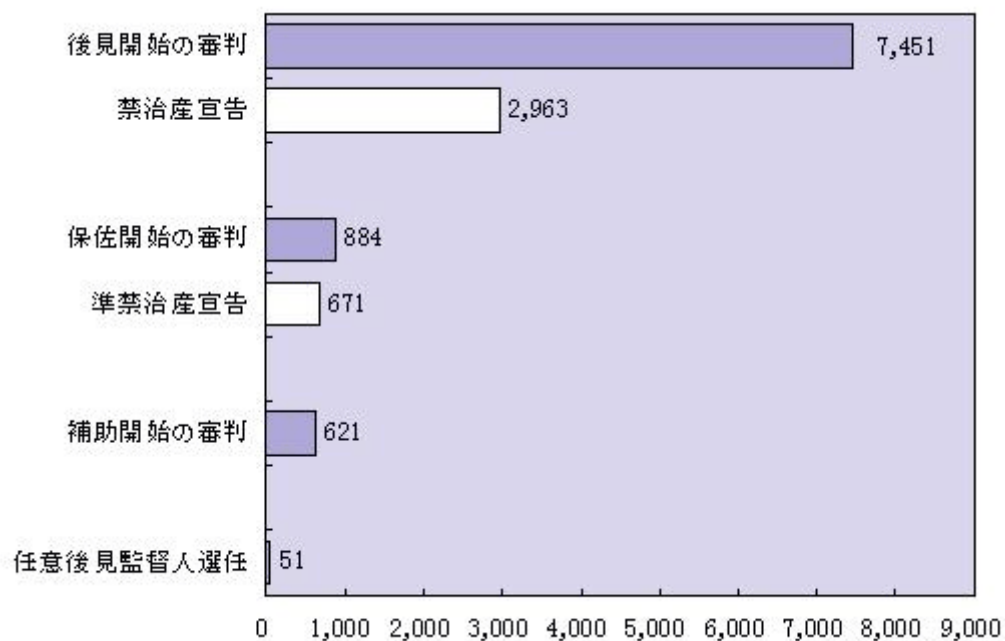
○保佐開始の審判の申立ては884件（昨年同時期の準禁治産宣告の申立ては671件）で、対前年比約1.3倍の増加となっている。

○補助開始の審判の申立ては621件である。

○任意後見監督人選任の審判の申立ては51件である。

- 成年後見関係事件の申立てが著しく増加したのは、高齢社会への対応や障害者等の福祉の充実に対する社会的要請が高まっていることを背景として、自己決定の尊重等の新制度の理念や、新制度の手続がより使いやすいものになったこと、公示方法が戸籍記載・官報公告から成年後見登記に変わるなど本人のプライバシーにも配慮した制度となったことなどが社会に受け入れられたことによるものと思われる。
- 後見開始の申立件数に比べて、保佐開始の申立件数の増加が緩やかなのは、準禁治産では対象とされていた浪費者が保佐の対象から除かれたことが影響しているのではないかとと思われる。
- 補助は、新設された制度であることから、今後制度がさらに周知されるようになると、事件数も増加するのではないかと考えられる。
- 任意後見制度は、新設された制度であることに加え、任意後見契約の締結から実際に任意後見監督人の選任が必要となる状況に至るまで、ある程度の期間を要することから、申立件数が比較的少ないものとみられる。なお、平成12年4月から平成13年3月までの間の任意後見契約締結の登記は801件あり、これらが今後は任意後見監督人選任の申立てにつながっていくことになるものと思われる。

資料 1 成年後見関係事件申立件数表



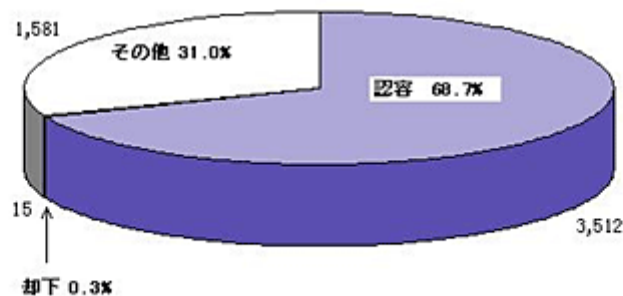
(注) 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の件数は、平成 12 年 4 月から平成 13 年 3 月までに申立てのあった件数であり、禁治産宣告及び準禁治産宣告事件の件数は、平成 11 年 4 月から平成 12 年 3 月までに申立てのあった件数である。

2. 終局区分について (資料 2)

○成年後見関係事件（後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件）の既済事件合計 5,108 件のうち、認容で終局したものは約 69% を占めており、却下で終局したものはほとんどない。

資料 2 成年後見関係事件終局区分別件数表

	総数 件数	後見開始			保佐開始			補助開始			任意後見監督人選任		
		認容 件数	却下 件数	その他 件数	認容 件数	却下 件数	その他 件数	認容 件数	却下 件数	その他 件数	認容 件数	却下 件数	その他 件数
全国	5,108	2,980	5	1,257	240	2	180	272	8	136	20	0	8



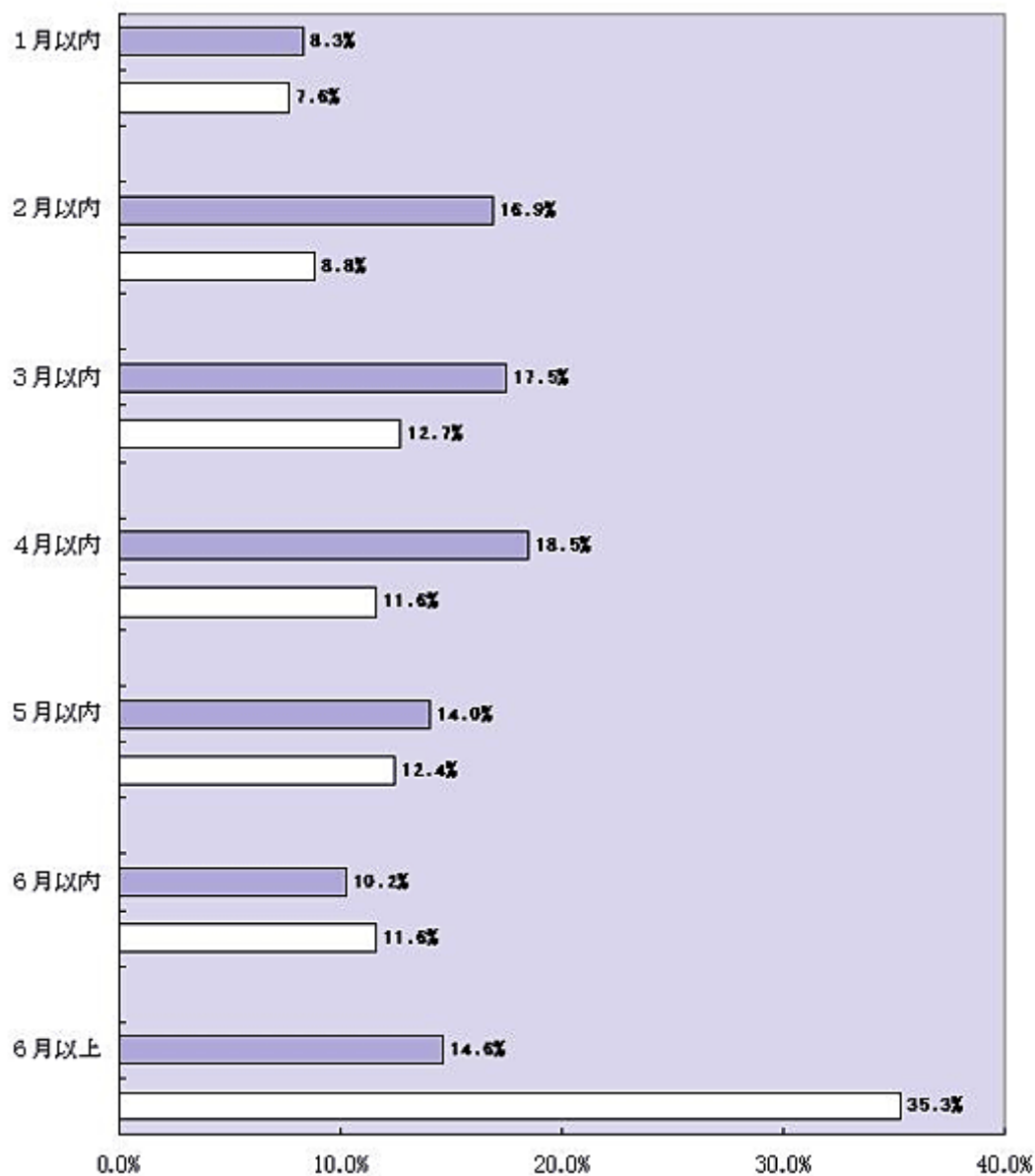
(注) その他には、取下げ、本人死亡等による当然終了、移送などを含む。

3.審理期間について(資料3)

○成年後見関係事件(後見開始, 保佐開始, 補助開始及び任意後見監督人選任事件)の既済事件合計5,108件のうち,3箇月以内に終局したものが全体の約43%を占めており,旧制度下での実情と対比すると,審理期間は短縮される傾向にある(平成7年度では,3箇月以内に終局したものは約29%であった。)

- 後記8のとおり鑑定期間が短くなる傾向にあること,鑑定を担当する医師や成年後見人等の候補者の母体となる団体等との連携を進めたことにより,鑑定人の選任が比較的容易になったことや,事案に応じて適切な成年後見人等を選任することが可能となったこと,家庭裁判所においても,新設された本人の陳述聴取の手続等を迅速に行うなどして,審理を円滑に行うための努力がされていることによるものではないかと思われる。

資料 3 成年後見関係事件審理機関別の割合



(注) グラフ上段は、平成12年度における後見開始、保左開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の割合を示し、グラフ下段は、平成7年度における禁治産宣告及び準禁治産宣告事件の割合を示す。

4. 申立人と本人との関係について (資料4)

○申立人については、本人の子が最も多く全体の約40%を占め、次いで本人の配偶者が約19%、兄弟姉妹が約17%となっている。

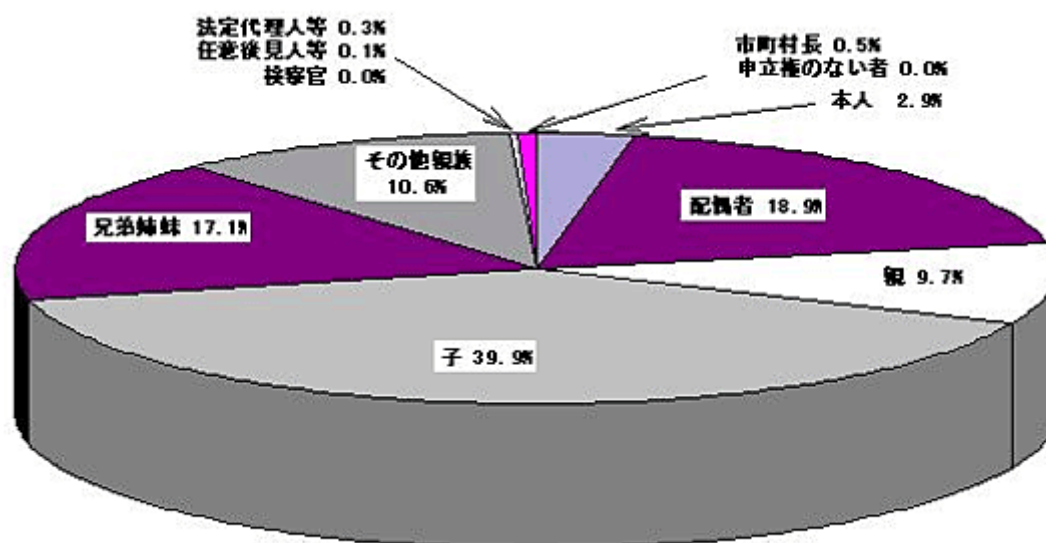
○市町村長が申立てたものは23件で全体の約0.5%にとどまっている。

- 市町村長の申立てについては、施設への入所契約、介護保険契約の締結が主な動機に挙げられており、成年後見人等として、弁護士や司法書士等の親族以外の第三者

が選任されている。

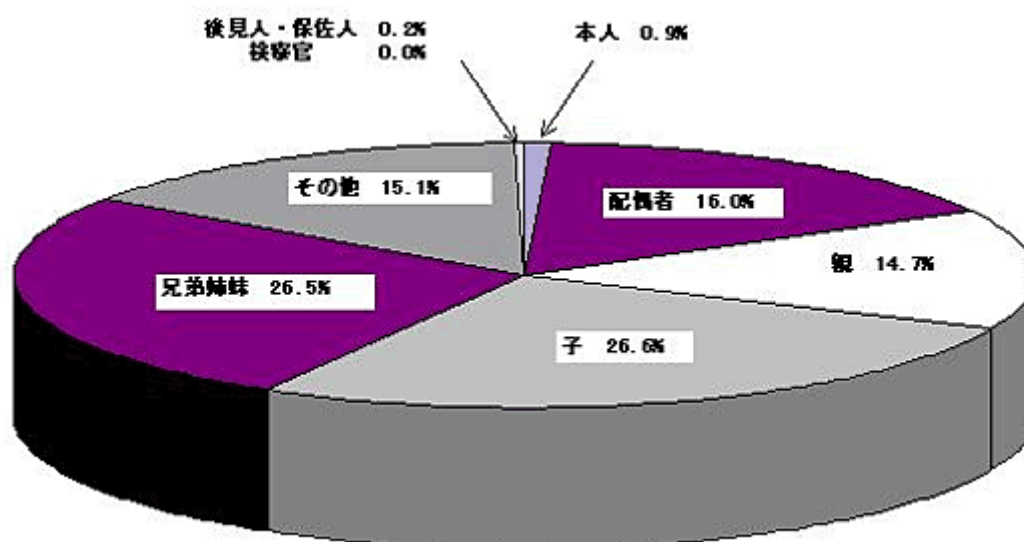
- 新制度が施行されて1年になり、市町村の成年後見制度への関心や理解も次第に高まっているほか、平成13年度には厚生労働省の「成年後見制度利用支援事業」を実施する予定の市町村があることから、今後は市町村長の申立ても増加してくるものと思われる。

資料4 成年後見関係事件における申立人と本人の関係別割合



(注) 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件を対象とした。

(参考) 平成7年度



(注) 禁治産宣告及び準禁治産宣告事件を対象とした。

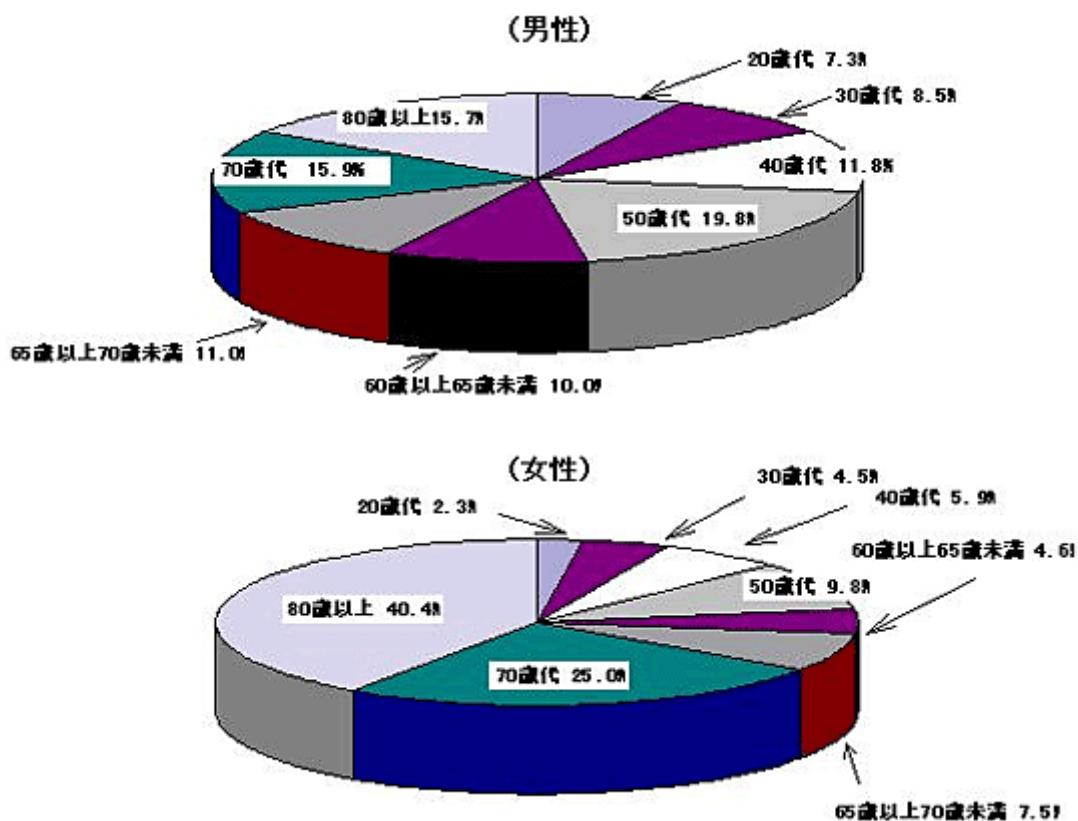
5.本人の男女別・年齢別割合について（資料5）

○男性では、60歳代が最も多く全体の約21%を占めており、次いで50歳代の約20%となっている。

○女性では、80歳以上が最も多く全体の約40%を占めており、次いで70歳代の約25%となっている。

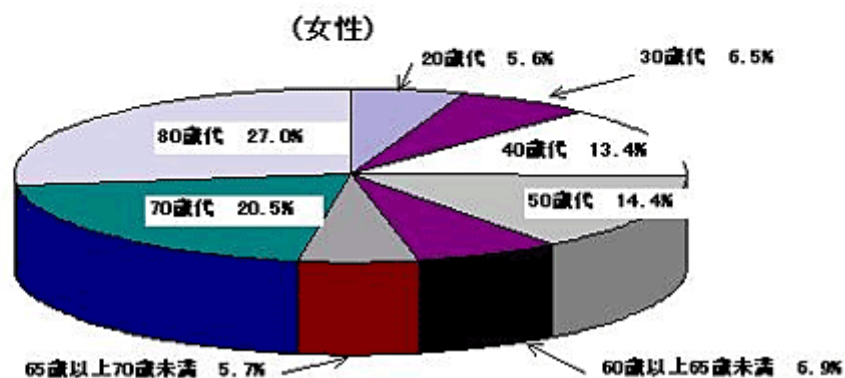
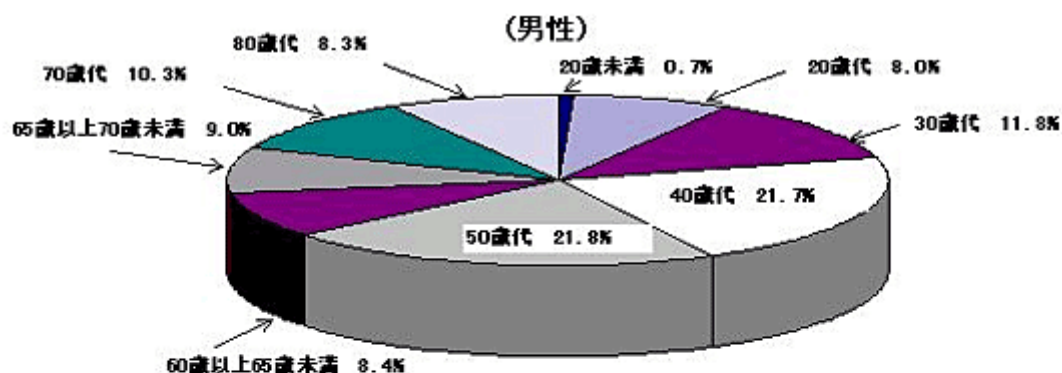
○本人が65歳以上のものは、男性では全体の約43%を、女性では全体の約73%を占めている。

資料5 成年後見関係事件における本人の男女別・年齢別割合



(注) 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の認容で終局したものを対象とした。

(参考) 平成7年度



(注) 禁治産宣告及び準禁治産宣告事件の認容で終局したものを対象とした。

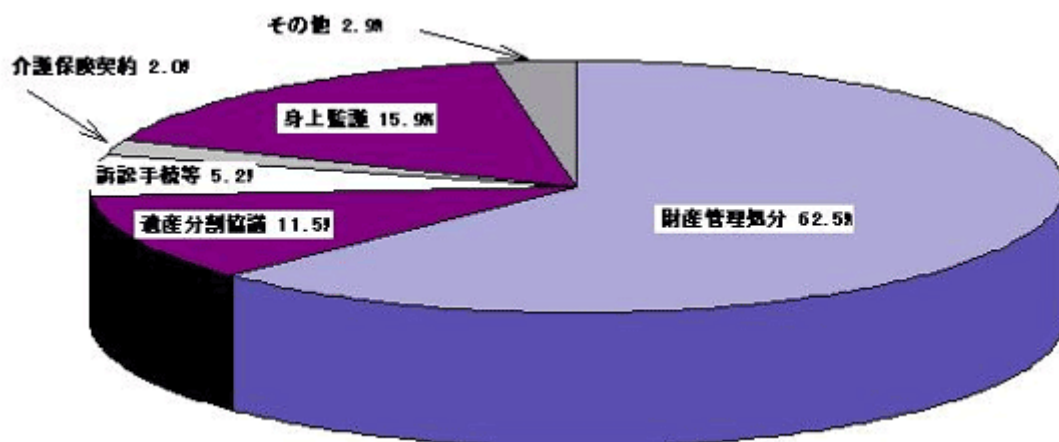
6.申立ての動機について (資料6)

○財産管理処分を主な申立ての動機とするものが最も多く、次いで、身上監護、遺産分割協議となっている。

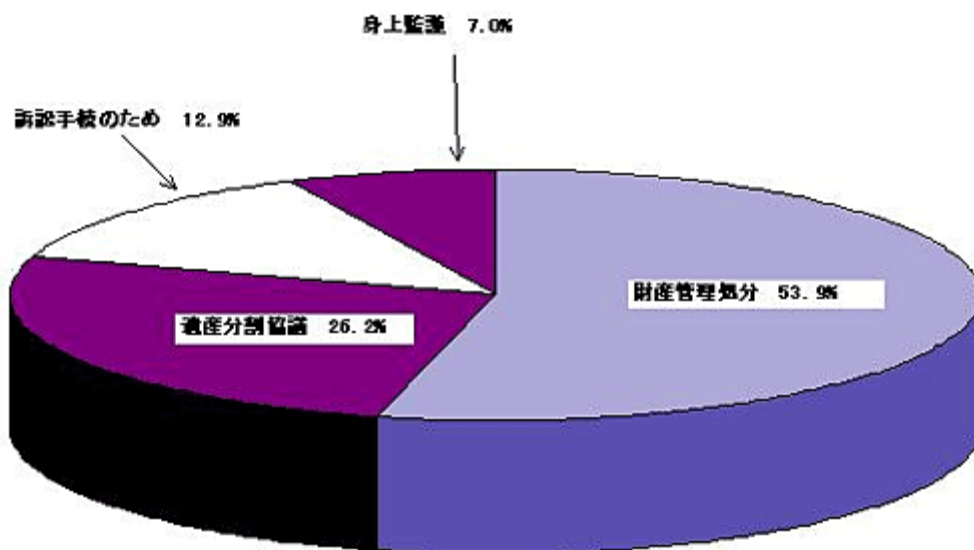
○介護保険契約の締結を主な動機とするものは約2%である。

- 新制度は、身上監護に関する法律行為についても充実した支援を目指しており、財産管理だけでなく身上監護を目的とする申立ての割合が著しく増加していることは注目される。

資料 6 成年後見関係事件における申立ての動機別割合



(注) 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件を対象とした。
 (参考) 平成 7 年度



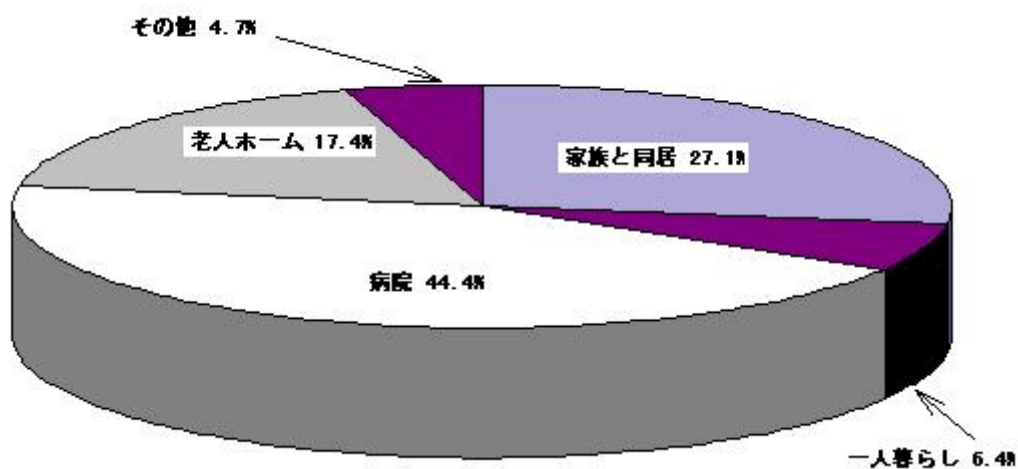
(注) 禁治産宣告及び準禁治産宣告事件を対象とした。

7.本人の生活状況について (資料 7)

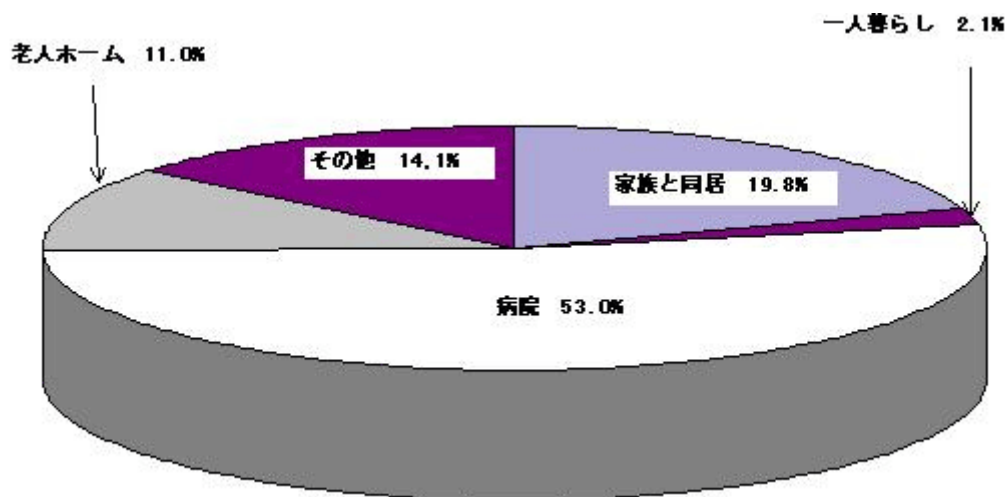
○本人の生活状況をみると、病院に入院しているものが最も多く全体の約 44% を占めている。

○病院や老人ホームなど施設に入所しているものが全体の約 62% あるが、家族と同居したり一人暮らしをしたりして在宅して生活しているものが約 34% となっている。旧制度下における実態と比較すると、在宅して生活しているものの割合が多くなっている。

資料 7 成年後見関係事件における本人の生活状況別割合



(注) 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件を対象とした。
(参考) 平成 7 年度



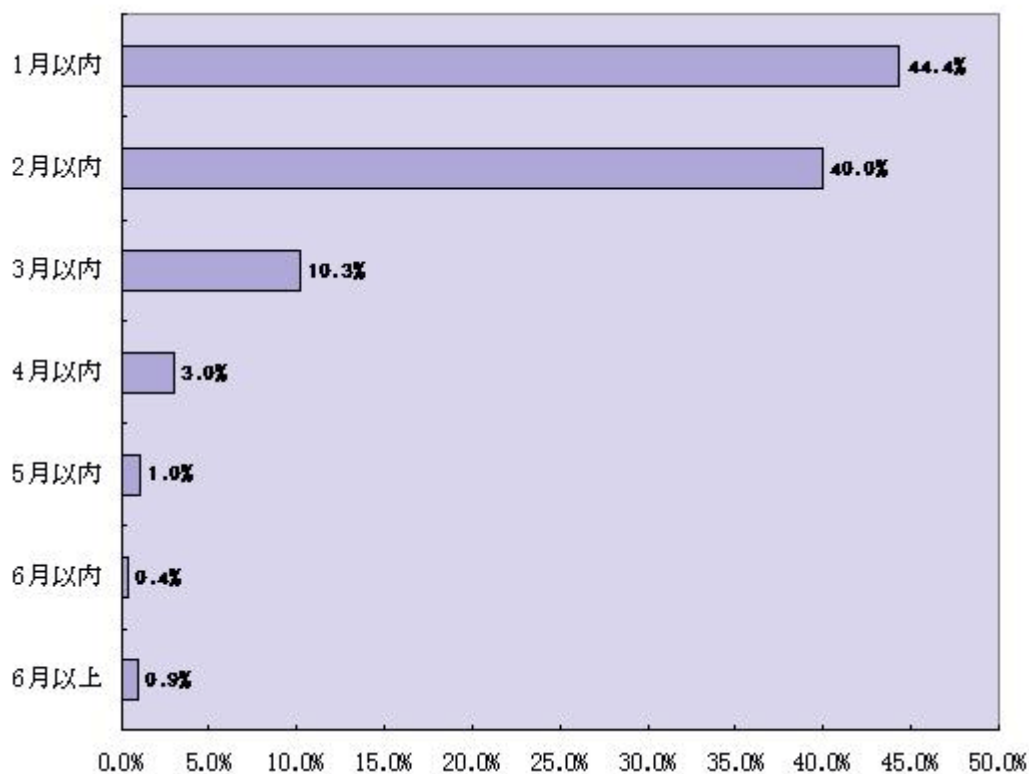
(注) 禁治産宣告及び準禁治産宣告事件を対象とした。

8. 鑑定について (資料 8, 9)

○ 鑑定の期間については、1 箇月以内のものが最も多く全体の約 44% を占め、1 箇月を超えて 2 箇月以内のものが全体の約 40% となっている。

○ 鑑定の費用については、鑑定料が 5 万円を超えて 10 万円以下のものが最も多く全体の約 65% を占め、次いで 5 万円以下のものが全体の約 25% となっており、10 万円以下で鑑定を行ったものは全体の約 90% を占めている。旧制度下における実情と比較すると、鑑定費用は低額化している (平成 7 年度では、鑑定料が 10 万円未満のものが約 38%、10 万円以上 20 万円未満のものが約 34% であった。)

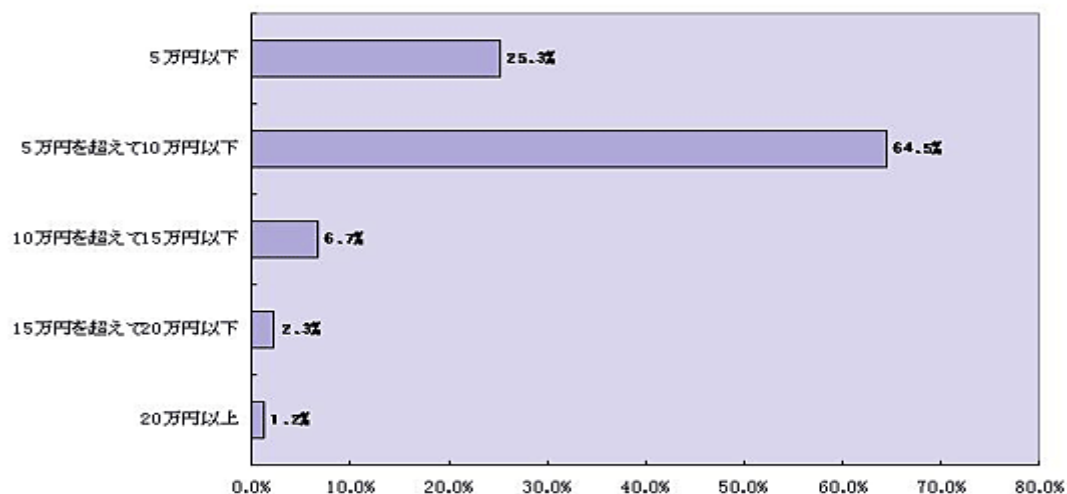
資料 8 鑑定期間別割合



(注1) 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件のうち鑑定を実施したものを対象とした。

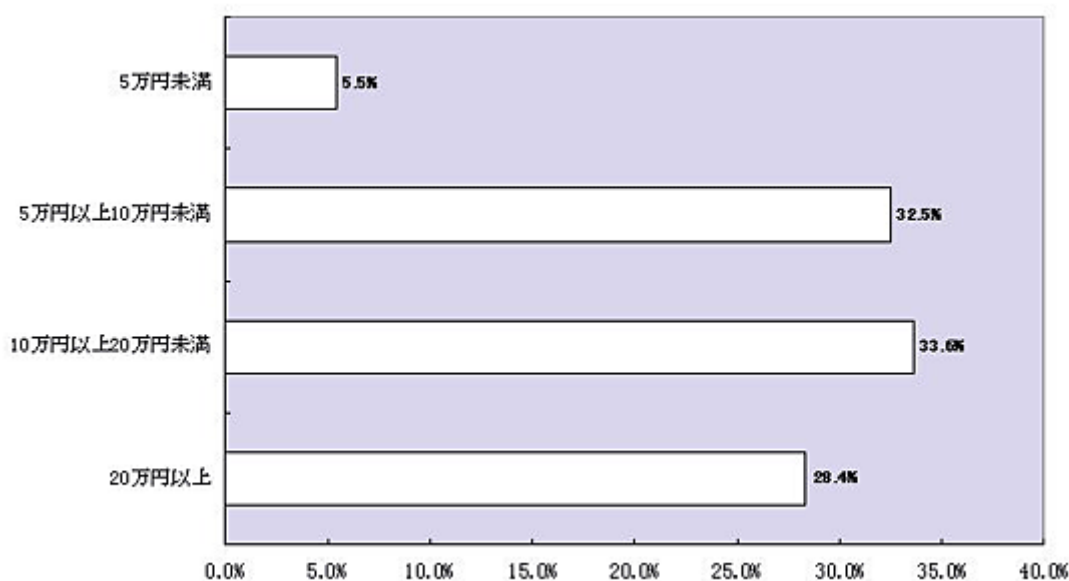
(注2) 平成7年度は、鑑定期間別割合について調査は行っていない。

資料 9 成年後見関係事件鑑定費用別割合



(注) 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件のうち、鑑定を実施したものを対象とした。

(参考) 平成7年度



(注) 禁治産宣告及び準禁治産宣告事件のうち、鑑定を実施したものを対象とした。

9.成年後見人等と本人との関係について(資料10)

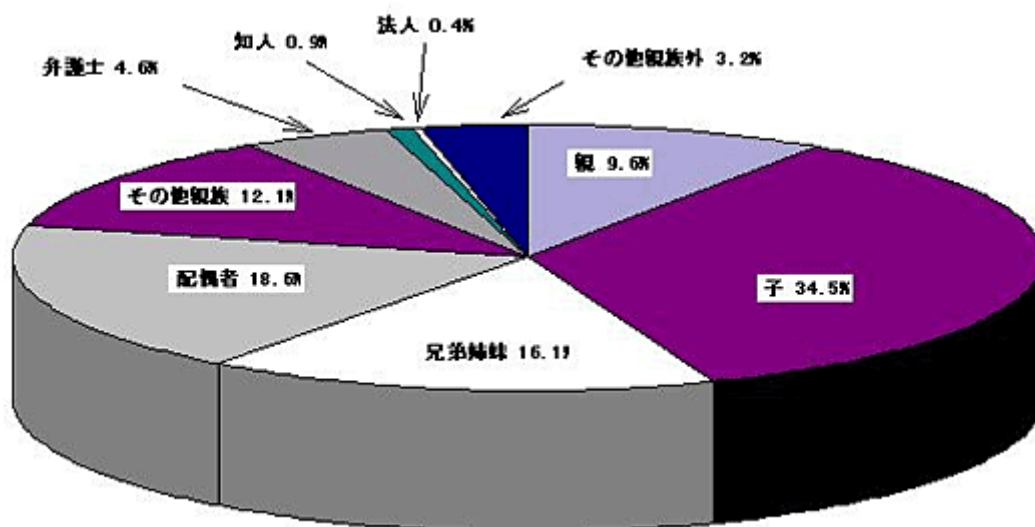
○成年後見人等(成年後見人、保佐人及び補助人)と本人の関係をみると、子が成年後見人等に選任されたものが全体の約35%で最も多く、次いで兄弟姉妹が約16%、配偶者が約19%となっており、本人の親族が成年後見人等に選任されたものが全体の90%以上を占めている。

○親族以外の第三者が成年後見人等に選任されたものは全体の10%弱となっており、その内訳は弁護士が166件、司法書士等が117件などとなっている。また、法人が成年後見人に選任されたものは13件となっている。旧制度下の実情と比較すると親族以外の第三者を成年後見人等に選任する例は増えている(平成7年度では、親族以外の第三者の成年後見人等の選任例は全体の5%弱であった。)

○複数の成年後見人等が選任されたものは108件である。

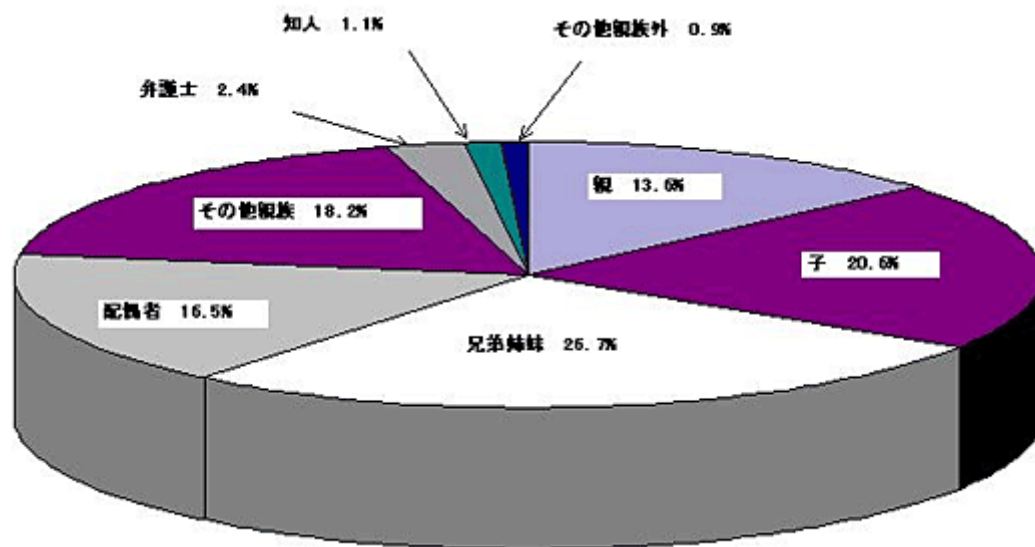
- 成年後見人等に選任された親族以外の第三者は、弁護士、司法書士、社会福祉士、社団法人家庭問題情報センター(FPIC)会員、社会福祉協議会職員等である。
- 成年後見人等または成年後見監督人等に選任された法人は、社団法人成年後見センター・リーガルサポート、社団法人家庭問題情報センター(FPIC)、社会福祉協議会(社会福祉法人)である。
- 複数の成年後見人等が選任されている事案においては、高齢の親に対して、子ども2人が特に事務分担せずに選任されている場合と、弁護士、司法書士等の専門家が財産管理事務を、親族が身上監護事務を分担して、選任されている場合などがみられる。

資料 10 成年後見人等と本人の関係割合



(注) 後見開始、保佐開始及び補助開始の認容で終局したものを対象とした。

(参考) 平成7年度



(注1) 禁治産宣告及び準禁治産宣告事件の認容で終局したものを対象とした。

(注2) 配偶者とは法定後見人、法定保佐人を示す。

成年後見関係事件事例

事例1 後見開始事例

事例の概要

1. 本人 男性（57歳），アルツハイマー病，入院中
2. 申立人 妻（53歳），パート店員
3. 申立ての動機 相続放棄
4. 成年後見人 申立人
5. 概要

本人は5年程前から物忘れがひどくなり，勤務先の直属の部下を見ても誰かわからなくなるなど，次第に社会生活を送ることができなくなった。

日常生活においても，家族の判別がつかなくなり，その症状は重くなる一方で回復の見込みはなく，2年前から入院している。

ある日，本人の弟が突然事故死し，本人が弟の財産を相続することになった。弟には負債しか残されておらず，困った本人の妻が相続放棄のために，後見開始の審判を申し立てた。

家庭裁判所の審理を経て，本人について後見が開始され，夫の財産管理や身上監護をこれまで事実上担ってきた妻が成年後見人に選任され，妻は相続放棄の手続をした。

事例2 保佐開始事例

事例の概要

1. 本人 女性（73歳），中程度の認知症の症状，一人暮らし
2. 申立人 長男（46歳），会社員
3. 申立ての動機 不動産の売却
4. 保佐人 申立人
5. 概要

本人は1年前に夫を亡くしてから一人暮らしをしていた。以前から物忘れが見られたが，最近症状が進み，買物の際に一万円札を出したか五千円札を出したか，分からなくなることが多くなり，日常生活に支障が出てきたため，長男家族と同居することになった。隣県に住む長男は，本人が住んでいた自宅が老朽化しているため，この際自宅の土地，建物を売りたいと考えて，保佐開始の審判の申立てをし，併せて土地，建物を売却することについて代理権付与の審判の申立てをした。

家庭裁判所の審理を経て，本人について保佐が開始され，長男が保佐人に選任された。長男は，家庭裁判所から居住用不動産の処分についての許可の審判を受け，本人の自宅を売却する手続を進めた。

事例3 補助開始事例

事案の概要

1. 本人 女性（80歳）、軽度の認知症の症状、長男と二人暮らし
2. 申立人 長男（50歳）、会社員
3. 申立ての動機 財産管理
4. 補助人 申立人
5. 概要

本人は、最近米を研がずに炊いてしまうなど、家事の失敗がみられるようになったが、申立人が日中仕事で留守の間に、訪問販売員から必要のない高額の商品を何枚も購入してしまった。困った申立人が家庭裁判所に補助開始の審判の申立てをし、併せて本人が10万円以上の商品を購入することについて同意権付与の審判の申立てをした。

家庭裁判所の審理を経て、本人について補助が開始され、長男が補助人に選任されて同意権が与えられた。

その結果、本人が長男に断りなく10万円以上の商品を購入してしまった場合には、長男がその契約を取り消すことができるようになった。

事例4 任意後見監督人選任事例

事案の概要

1. 本人 男性（75歳）、脳梗塞による認知症の症状、長女家族と同居
2. 任意後見人 長女（44歳）、主婦
3. 申立ての動機 不動産管理
4. 任意後見監督人 弁護士
5. 概要

本人は、長年にわたって自己の所有するアパートの管理をしていたが、平成12年4月6日に長女との間で判断能力が低下した場合に備えて、任意後見契約を結んだ。その数箇月後、本人は脳梗塞で倒れ、左半身が麻痺するとともに、認知症の症状が現れアパートを所有していることさえ忘れてしまったため、任意後見契約の相手方である長女が任意後見監督人選任の審判の申立てをした。

家庭裁判所の審理を経て、弁護士が任意後見監督人に選任された。

その結果、長女が任意後見人として、アパート管理を含む本人の財産管理、身上監護に関する事務を行い、これらの事務が適正に行われているかどうかを任意後見監督人が定期的に監督するようになった。

事例5 親族以外の第三者を成年後見人に選任した事例

事案の概要

1. 本人 男性（48歳）、重度の知的障害、実母と二人暮らし
2. 申立人 実母（76歳）、無職
3. 申立ての動機 財産管理、身上監護
4. 成年後見人 社会福祉士
5. 概要

本人は、一人っ子で生来の重度の知的障害があり、長年実母と暮らしており、実母は本人の障害年金を事実上受領し、本人の世話をしていた。ところが、実母が脳卒中で倒れて半身不随となり回復する見込みがなくなったことから、本人を施設に入所させる必要が生じた。

そこで、本人の財産管理と身上監護に関する事務を第三者に委ねるために後見開始の審判を申し立てた。

家庭裁判所の審理を経て、本人について後見が開始された。そして、本人の財産と将来相続すべき財産はわずかであり、主たる後見事務は、本人が今後どのような施設で生活することが適切かといった身上監護の面にあることから、社会福祉士が成年後見人に選任された。

1. 本人 男性（44歳）、統合失調症、入院中
2. 申立人 叔母（70歳）、無職
3. 申立ての動機 不動産管理
4. 成年後見人 司法書士
成年後見監督人 社団法人成年後見センター・リーガルサポート
5. 概要

本人は20年前に統合失調症を発症し、15年前から入院しているが、徐々に知的能力が低下している。障害認定1級を受け障害年金から医療費を支出している。本人は母一人子一人であったが、母が半年前に死亡したため、親族は母方叔母がいるのみである。亡母が残した自宅やアパートを相続し、その管理を行う必要があるため、母方叔母は後見開始の審判の申立てを行った。

家庭裁判所の審理を経て、本人について後見が開始された。そして、母方叔母は、遠方に居住していることから成年後見人になることは困難であり、主たる後見事務は、不動産の登記手続とその管理であることから、司法書士を成年後見人に選任し、併せてリーガルサポートを成年後見監督人に選任した。

事例6 複数の成年後見人を選任した事例

事案の概要

1. 本人 女性（85歳）、重度の認知症の症状、入院中
2. 申立人 長男（62歳）、無職
3. 申立ての動機 財産管理
4. 成年後見人 申立人と本人の二女（55歳）
5. 概要

本人は夫を亡くした後、一人暮らしをしてきたが、約10年前から徐々に認知症の症状が現れ、3箇月前から入院している。最近では見舞いに訪れた申立人を亡夫と間違えるほど症状は重くなる一方である。本人の入院費用の支払いに充てるため、本人の預貯金を払い戻す必要があり、後見開始の審判が申し立てられた。

家庭裁判所の審理の結果、本人について後見が開始された。そして、近隣に住んでいる長男と二女が、本人が入院する前に共同して身の回りの世話を行っていたことから、長男と二女を成年後見人を選任し、特に事務分担を定めなかった。

1. 本人 男性（66歳）、くも膜下出血による植物状態、入院中
2. 申立人 妻（65歳）、無職
3. 申立ての動機 遺産分割協議
4. 成年後見人 申立人と弁護士
5. 概要

2年前に本人はくも膜下出血で倒れ意識が戻らない。妻は病弱ながら夫の治療費の支払いや身の回りのことを何とかこなしていた。しかし本人の父が亡くなり、遺産分割協議の必要が生じたため、後見開始の審判を申し立てた。

家庭裁判所の審理の結果、本人について後見が開始された。そして、妻は、子どもとも離れて暮らしており、親族にも頼れる者がいないため、遺産分割協議や夫の財産管理を一人で行うことに不安があったことから、妻と弁護士を成年後見人を選任し、妻が夫の身上監護に関する事務を担当し、弁護士が遺産分割協議や財産管理に関する事務を担当することになった。

事例7 市町村長による申立て

事案の概要

1. 本人 男性（87歳）、知的障害、特別養護老人ホーム入所中
2. 申立人 町長
3. 申立ての動機 介護保険契約の締結、預貯金の管理
4. 成年後見人 司法書士
5. 概要

本人には重度の知的障害があり、現在は特別養護老人ホームに入所している。本人は、長年障害年金を受け取ってきたことから多額の預貯金があり、その管理を必要があるとともに、介護保険制度の施行にともない、特別養護老人ホームの入所手続を措置から契約へ変更する必要がある。本人には既に身寄りがなく、本人との契約締結が難しいことから、町長が知的障害者福祉法の規定に基づき、後見開始の審判の申立てをした。

家庭裁判所の審理の結果、本人について後見が開始され、司法書士が成年後見人に選任された。

その結果、成年後見人は介護保険契約を締結し、これに基づき、特別養護老人ホーム入所契約の他、各種介護サービスについて契約を締結し、本人は様々なサービスを受けられるようになった。

(注) 事例については、実例に基づき、匿名性に配慮して紹介しています。